



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)

号外第146号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例(45)(市町村振興課) 1

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

1 次の表の左欄に掲げる条例について、鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町が合併すること並びに西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、新たに西伯郡伯耆町を設置することに伴い、同表の右欄に掲げる内容の改正を行うこととした。(第1条～第35条関係)

条 例 名	内 容
鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例	鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の推薦をできる者から居住地が溝口町である者を除く等の改正
鳥取県総合事務所設置条例	平成17年1月1日から同年3月31日までの間の鳥取県西部総合事務所等の所管区域の特例
県税事務所設置条例	東部県税事務所の管轄区域の表示等の改正
鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	地方自治法に基づき新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理の事務等を処理する町村の改正
鳥取県福祉事務所設置条例	鳥取県東部福祉事務所の所管区域の表示等の改正
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	鳥取県立鹿野かちみ園等の位置の表示の改正
鳥取県保健所条例	鳥取保健所の所管区域の表示等の改正
鳥取県身体障害者更生相談所設置条例	鳥取県東部身体障害者更生相談所の所管区域の表示の改正
鳥取県知的障害者更生相談所設置条例	鳥取県東部知的障害者更生相談所の所管区域の表示の改正
鳥取県児童相談所設置条例	鳥取県中央児童相談所の所管区域の表示の改正
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例	宇倍野第1団地等の位置及び委託先の市町村名の表示の改正
鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例	鳥取県鳥取地方農林振興局等の位置及び管轄区域の表示等の改正
鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例	鳥取県立とっとり花回廊の位置の表示の改正
鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例	鳥取県鳥取家畜保健衛生所等の位置及び管轄区域の表示等の改正
鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例	鳥取県立二十一世紀の森の位置の表示の改正
鳥取県地方県土整備局設置条例	鳥取県鳥取地方県土整備局等の所管区域の表示等の改正
鳥取県国有地使用料徴収条例	国有地を占用する物件の所在地が地方自治法の規定により町村の区域から市の区域に変更された場合における当該占用料の徴収の特例を定める改正
鳥取県道路占用料徴収条例	道路を占用する物件の所在地が地方自治法の規定により町村の区域から市の区域に変更された場合における当該占用料の徴収の特例を定める改正
鳥取県海岸占用料等徴収条例	海岸を占用する物件の所在地が地方自治法の規定により町村の区域から市の区域に変更された場合における当該占用料の徴収の特例を定める改正
鳥取県流水占用料等徴収条例	河川を占用する物件の所在地が地方自治法の規定により町村の区域から市の区域に変更された場合における当該占用料の徴収の特例を定める改正

鳥取県砂防指定地域等管理条例	砂防設備等を占用する物件の所在地が地方自治法の規定により町村の区域から市の区域に変更された場合における当該占用料の徴収の特例を定める改正
鳥取県港湾管理条例	港湾施設を占用する物件の所在地が地方自治法の規定により町村の区域から市の区域に変更された場合における当該占用料の徴収の特例を定める改正
鳥取県立高等学校等設置条例	鳥取県立青谷高等学校等の位置の表示等の改正
鳥取県埋蔵文化財センター設置条例	鳥取県埋蔵文化財センターの位置の表示の改正
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例	警察署の位置及び管轄区域の表示の改正
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例	店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等の表示等の改正
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	警察署の位置及び管轄区域の表示の改正に係る所要の規定の整備

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成16年11月1日から施行することとした。ただし、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町を廃し、新たに西伯郡伯耆町を設置することに係る改正は平成17年1月1日から、鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例中委員の任期の特例に係る改正は公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第45号

鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併並びに西伯郡伯耆町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正)

第1条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の項中下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後

(組織)

第3条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員24人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、応募資格者のうち10人以上の者の推薦を得て公募に応募した者(以下「応募者」という。)から、次の各号の規定を順次適用して選出された者を、知事が任命する。

(1) 略

(2) 前号の規定により選出された者以外の応募者から、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める人数の者を、抽選により選出する。ただし、同表の左欄に掲げる区分ごとの男性又は女性の人数が同表の右欄に定める人数(当該人数が2つある場合には、いずれか少ない人数。以下この号において同じ。)に満たない場合は、当該人数に満たない男性又は女性(以下この号において「少数者」という。)を選出するとともに、少数者と同性の少数者以外の応募者(前号の規定により選出された者を除く。)から、同表の右欄に定める人数から少数者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

区 分	人 数		
	男性	女性	計
略			
江府町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が江府町である者	2人 又は 3人	2人 又は 3人	5人

(3) 前2号の規定により選出された者以外の応募者から、24人から前2号の規定により選出された者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

2～5 略

(推薦をできる者)

第6条 第4条第1項に規定する推薦をできる者は、公募の開始の日において次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満18年以上の日本国民で日南町、日野町又は江府町の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 次に掲げる年齢満18年以上の外国人で居住地が日南町、日野町又は江府町であるもの

ア～ウ 略

改 正 前

(組織)

第3条 鳥取県日野郡民行政参画推進会議は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、応募資格者のうち10人以上の者の推薦を得て公募に応募した者(以下「応募者」という。)から、次の各号の規定を順次適用して選出された者を、知事が任命する。

(1) 略

(2) 前号の規定により選出された者以外の応募者から、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める人数の者を、抽選により選出する。ただし、同表の左欄に掲げる区分ごとの男性又は女性の人数が同表の右欄に定める人数(当該人数が2つある場合には、いずれか少ない人数。以下この号において同じ。)に満たない場合は、当該人数に満たない男性又は女性(以下この号において「少数者」という。)を選出するとともに、少数者と同性の少数者以外の応募者(前号の規定により選出された者を除く。)から、同表の右欄に定める人数から少数者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

区 分	人 数		
	男性	女性	計
略			
江府町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が江府町である者	2人 又は 3人	2人 又は 3人	5人
溝口町の住民基本台帳に記録され、又は居住地が溝口町である者	3人	3人	6人

(3) 前2号の規定により選出された者以外の応募者から、30人から前2号の規定により選出された者の人数を減じた人数の者を、抽選により選出する。

2～5 略

(推薦をできる者)

第6条 第4条第1項に規定する推薦をできる者は、公募の開始の日において次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満18年以上の日本国民で日南町、日野町、江府町又は溝口町の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 次に掲げる年齢満18年以上の外国人で居住地が日南町、日野町、江府町又は溝口町であるもの

ア～ウ 略

<p>附 則 (施行期日) <u>1 略</u> (委員の任期の特例) <u>2 平成14年10月9日に任命された委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成16年12月31日までとする。</u> (この条例の失効) <u>3 略</u></p>	<p>附 則 (施行期日) <u>1 略</u> (この条例の失効) <u>2 略</u></p>
--	--

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前									
<p>附 則 <u>1 ~ 5 略</u> (溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う総合事務所の所掌事務の特例) <u>6 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第1条の適用については、同条第7号の規定にかかわらず、同号に掲げる事務は、「福祉保健に関する事務(米子市、境港市及び西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。))の区域に係るものを除く。」とする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す(次項において同じ。)</u> (溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う総合事務所の名称、位置及び所管区域の特例) <u>7 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県西部総合事務所及び鳥取県日野総合事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、境港市及び西伯郡 (伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県日野総合事務所</td> <td style="text-align: center;">日野郡 日野町</td> <td style="text-align: center;">西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡 (伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。)	鳥取県日野総合事務所	日野郡 日野町	西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡	<p>附 則 1 ~ 5 略</p>
名 称	位 置	所 管 区 域								
鳥取県西部総合事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡 (伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。)								
鳥取県日野総合事務所	日野郡 日野町	西伯郡(伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡								

(県税事務所設置条例の一部改正)

第3条 県税事務所設置条例(昭和25年鳥取県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(管 轄 区 域)</p> <p>第 4 条 東 部 県 税 事 務 所 は、鳥 取 市、岩 美 郡 及 び 八 頭 郡 の 区 域 を、西 部 県 税 事 務 所 は、米 子 市、境 港 市、西 伯 郡 及 び 日 野 郡 の 区 域 を、中 部 県 税 事 務 所 は 倉 吉 市 及 び 東 伯 郡 の 区 域 を 各 々 管 轄 す る。</p>	<p>(管 轄 区 域)</p> <p>第 4 条 東 部 県 税 事 務 所 は、鳥 取 市、岩 美 郡、<u>八 頭 郡 及 び 気 高 郡</u> の 区 域 を、西 部 県 税 事 務 所 は、米 子 市、境 港 市、西 伯 郡 及 び 日 野 郡 の 区 域 を、中 部 県 税 事 務 所 は 倉 吉 市 及 び 東 伯 郡 の 区 域 を 各 々 管 轄 す る。</p>

第 4 条 県 税 事 務 所 設 置 条 例 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 中 下 線 が 引 か れ た 項 を 削 り、同 表 の 改 正 後 の 欄 中 項 の 表 示 に 下 線 が 引 か れ た 項 を 加 え る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施 行 期 日)</p> <p>1 この 条 例 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。</p> <p>(溝 口 町 の 廃 止 及 び 伯 耆 町 の 設 置 に 伴 う 西 部 県 税 事 務 所 日 野 支 所 の 管 轄 区 域 の 特 例)</p> <p>2 平 成 17 年 1 月 1 日 か ら 同 年 3 月 31 日 ま で の 間 に お け る 第 6 条 の 適 用 に つ い て は、同 条 の 規 定 に か か わ ら ず、同 条 に 掲 げ る 管 轄 区 域 は、「西 伯 郡 (伯 耆 町 の うち 旧 日 野 郡 溝 口 町 の 区 域 に 限 る。) 及 び 日 野 郡 の 区 域」と す る。こ の 場 合 に お い て、「旧」を つ け た 町 の 名 称 及 び そ の 地 域 は、平 成 16 年 12 月 31 日 に お け る も の を 示 す。</p>	<p>附 則</p> <p><u>こ の 条 例 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る。</u></p>

(鳥 取 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 5 条 鳥 取 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 (平 成 11 年 鳥 取 県 条 例 第 35 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 中 下 線 が 引 か れ た 部 分 (以 下 こ の 条 に お い て 「改 正 部 分」とい う。) に 対 応 す る 同 表 の 改 正 後 の 欄 中 下 線 が 引 か れ た 部 分 (以 下 こ の 条 に お い て 「改 正 後 部 分」とい う。) が 存 在 す る 場 合 に は、当 該 改 正 部 分 を 当 該 改 正 後 部 分 に 改 め、改 正 部 分 に 対 応 す る 改 正 後 部 分 が 存 在 し な い 場 合 に は、当 該 改 正 部 分 を 削 り、改 正 後 部 分 に 対 応 す る 改 正 部 分 が 存 在 し な い 場 合 に は、当 該 改 正 後 部 分 を 加 え る。

改 正 後	改 正 前												
<p>別 表 (第 2 条 関 係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町 村 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 1 の 3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 の 4 地 方 自 治 法 に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の (1) 及 び (2) 略</td> <td>各 市、岩 美 郡 の 町、八 頭 郡 の 町、東 伯 郡 の 町、西 伯 郡 の 町 及 び 日 野 郡 の 町</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村 等	1 ~ 1 の 3 略		1 の 4 地 方 自 治 法 に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の (1) 及 び (2) 略	各 市、岩 美 郡 の 町、八 頭 郡 の 町、東 伯 郡 の 町、西 伯 郡 の 町 及 び 日 野 郡 の 町	<p>別 表 (第 2 条 関 係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町 村 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 1 の 3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 の 4 地 方 自 治 法 に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の (1) 及 び (2) 略</td> <td>各 市、岩 美 郡 の 町 村、八 頭 郡 の 町、<u>気 高 郡 の 町</u>、東 伯 郡 の 町、西 伯 郡 の 町 及 び</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村 等	1 ~ 1 の 3 略		1 の 4 地 方 自 治 法 に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の (1) 及 び (2) 略	各 市、岩 美 郡 の 町 村、八 頭 郡 の 町、 <u>気 高 郡 の 町</u> 、東 伯 郡 の 町、西 伯 郡 の 町 及 び
事 務	市 町 村 等												
1 ~ 1 の 3 略													
1 の 4 地 方 自 治 法 に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の (1) 及 び (2) 略	各 市、岩 美 郡 の 町、八 頭 郡 の 町、東 伯 郡 の 町、西 伯 郡 の 町 及 び 日 野 郡 の 町												
事 務	市 町 村 等												
1 ~ 1 の 3 略													
1 の 4 地 方 自 治 法 に 基 づ く 事 務 の う ち、次 に 掲 げ る も の (1) 及 び (2) 略	各 市、岩 美 郡 の 町 村、八 頭 郡 の 町、 <u>気 高 郡 の 町</u> 、東 伯 郡 の 町、西 伯 郡 の 町 及 び												

			日野郡の町
1の5～8 略		1の5～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）及び（2）略	鳥取市、八頭郡船岡町及び智頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）及び（2）略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	鳥取市、八頭郡船岡町及び智頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	鳥取市、八頭郡船岡町及び智頭町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町	8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡大栄町及び湯梨浜町
9～23 略		9～23 略	
24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	鳥取市、米子市及び各町村	24 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により処理することとされている商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務のうち、商工会に係るもの	米子市及び各町村
24の2及び24の3 略		24の2及び24の3 略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	鳥取市、倉吉市、岩美郡の町、八頭郡の町（郡家町及び船岡町を除く。）並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3）略	鳥取市、倉吉市、岩美郡の町村、八頭郡の町村（郡家町及び船岡町を除く。）、気高郡の町並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町
24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7）略	鳥取市及び西伯郡南部町	24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（7）略	八頭郡佐治村及び西伯郡南部町
24の6～27 略		24の6～27 略	

28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(13) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(13) 略	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
30~48 略		30~48 略	

第6条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前									
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> </table>	事 務	市町村等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> </table>	事 務	市町村等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> </table>	事 務	市町村等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> </table>	事 務	市町村等
事 務	市町村等										
事 務	市町村等										
事 務	市町村等										
事 務	市町村等										
1及び1の2 略		1及び1の2 略									
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(北条町を除く。)並びに西伯郡淀江町、名和町、中山町、南部町及び伯耆町	1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(北条町を除く。)、西伯郡淀江町、名和町、中山町及び南部町並びに日野郡溝口町								
1の4~48 略		1の4~48 略									

(鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正)

第7条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務			社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡及び八頭郡	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
略				略			

第8条 鳥取県福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後				改 正 前			
附 則				附 則			
<p>（施行期日）</p> <p><u>1 この条例は、昭和30年5月1日から施行する。</u></p> <p>（溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う福祉事務所の名称、位置及び所管区域の特例）</p> <p><u>2 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における別表の適用については、同表の規定にかかわらず、鳥取県西部福祉事務所及び鳥取県日野福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。</u></p>				<p><u>この条例は、昭和30年5月1日から施行する。</u></p>			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務			社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。）	米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。）				
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡				

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。		
種 別	名 称	位 置	種 別	名 称	位 置
略			略		
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市	知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	気高郡鹿野町
	鳥取県立鹿野第2かちみ園			鳥取県立鹿野第2かちみ園	
	略			略	
略			略		

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第10条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
略			略		
附 則			附 則		
(施行期日)			この条例は、平成12年4月1日から施行する。		
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。					
(鳥取市と八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村の合併に伴う鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置及び所管区域の特例)					
2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条第2項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取保健所郡家支所の名称、位置					

及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの地域は、平成16年10月31日におけるものを示す。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 郡家町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡

第11条 鳥取県保健所条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前									
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う保健所の名称、位置及び所管区域の特例）</p> <p>3 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第2条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県米子保健所及び鳥取県日野保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県米子保健所</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。）</td> </tr> <tr> <td>鳥取県日野保健所</td> <td>日野町</td> <td>西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。）	鳥取県日野保健所	日野町	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p>
名 称	位 置	所 管 区 域								
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域を除く。）								
鳥取県日野保健所	日野町	西伯郡（伯耆町のうち旧日野郡溝口町の区域に限る。）及び日野郡								

（鳥取県身体障害者更生相談所設置条例の一部改正）

第12条 鳥取県身体障害者更生相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部身体障</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び八</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県東部身体障	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八	<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 身体障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部身体障</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡、八頭</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県東部身体障	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭
名 称	位 置	所 管 区 域											
鳥取県東部身体障	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八											
名 称	位 置	所 管 区 域											
鳥取県東部身体障	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭											

害者更生相談所	頭郡	害者更生相談所	郡及び気高郡
略		略	

(鳥取県知的障害者更生相談所設置条例の一部改正)

第13条 鳥取県知的障害者更生相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	(名称、位置及び所管区域) 第2条 知的障害者更生相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部知的障害者更生相談所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部知的障害者更生相談所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	略		
名 称	位 置	所 管 区 域																	
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡																	
略																			
名 称	位 置	所 管 区 域																	
鳥取県東部知的障害者更生相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡																	
略																			

(鳥取県児童相談所設置条例の一部改正)

第14条 鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県中央児童相談所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県中央児童相談所</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	略		
名 称	位 置	所 管 区 域																	
鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡																	
略																			
名 称	位 置	所 管 区 域																	
鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡																	
略																			

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">名 称</th> <th style="width:80%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>宇倍野第1団地</td> <td>鳥取市国府町町屋</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>鳥取市国府町麻生</td> </tr> <tr> <td>西郷団地</td> <td>鳥取市河原町中井</td> </tr> <tr> <td>ほきもと団地</td> <td>鳥取市佐治町葛谷</td> </tr> <tr> <td>宝木団地</td> <td>鳥取市気高町下光元</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>隼団地</td> <td>八頭郡船岡町大字見槻中</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>若葉団地</td> <td>八頭郡若桜町大字浅井</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>杉の香団地</td> <td>八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">名 称</th> <th style="width:20%;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>船岡団地 丸山団地 隼団地</td> <td>船岡町</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>若葉団地</td> <td>若桜町</td> </tr> <tr> <td>智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地</td> <td>智頭町</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		宇倍野第1団地	鳥取市国府町町屋	宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	西郷団地	鳥取市河原町中井	ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷	宝木団地	鳥取市気高町下光元	略		隼団地	八頭郡船岡町大字見槻中	略		若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井	略		杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神	略		名 称	委 託 先	賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市	略		船岡団地 丸山団地 隼団地	船岡町	略		若葉団地	若桜町	智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町	略		<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">名 称</th> <th style="width:80%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>宇倍野第1団地</td> <td>岩美郡国府町大字町屋</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>岩美郡国府町大字麻生</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>隼団地</td> <td>八頭郡船岡町大字見槻中</td> </tr> <tr> <td>西郷団地</td> <td>八頭郡河原町大字中井</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>若葉団地</td> <td>八頭郡若桜町大字浅井</td> </tr> <tr> <td>ほきもと団地</td> <td>八頭郡佐治村大字葛谷</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>杉の香団地</td> <td>八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神</td> </tr> <tr> <td>宝木団地</td> <td>気高郡気高町大字下光元</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">名 称</th> <th style="width:20%;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第1団地 宇倍野第2団地</td> <td>国府町</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>船岡団地 丸山団地 隼団地</td> <td>船岡町</td> </tr> <tr> <td>西郷団地</td> <td>河原町</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>若葉団地</td> <td>若桜町</td> </tr> <tr> <td>ほきもと団地</td> <td>佐治村</td> </tr> <tr> <td>智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地</td> <td>智頭町</td> </tr> <tr> <td>宝木団地</td> <td>気高町</td> </tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		宇倍野第1団地	岩美郡国府町大字町屋	宇倍野第2団地	岩美郡国府町大字麻生	略		隼団地	八頭郡船岡町大字見槻中	西郷団地	八頭郡河原町大字中井	略		若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井	ほきもと団地	八頭郡佐治村大字葛谷	略		杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神	宝木団地	気高郡気高町大字下光元	略		名 称	委 託 先	賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地	鳥取市	宇倍野第1団地 宇倍野第2団地	国府町	略		船岡団地 丸山団地 隼団地	船岡町	西郷団地	河原町	略		若葉団地	若桜町	ほきもと団地	佐治村	智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町	宝木団地	気高町	略	
名 称	位 置																																																																																																
略																																																																																																	
宇倍野第1団地	鳥取市国府町町屋																																																																																																
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生																																																																																																
西郷団地	鳥取市河原町中井																																																																																																
ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷																																																																																																
宝木団地	鳥取市気高町下光元																																																																																																
略																																																																																																	
隼団地	八頭郡船岡町大字見槻中																																																																																																
略																																																																																																	
若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井																																																																																																
略																																																																																																	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神																																																																																																
略																																																																																																	
名 称	委 託 先																																																																																																
賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地	鳥取市																																																																																																
略																																																																																																	
船岡団地 丸山団地 隼団地	船岡町																																																																																																
略																																																																																																	
若葉団地	若桜町																																																																																																
智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町																																																																																																
略																																																																																																	
名 称	位 置																																																																																																
略																																																																																																	
宇倍野第1団地	岩美郡国府町大字町屋																																																																																																
宇倍野第2団地	岩美郡国府町大字麻生																																																																																																
略																																																																																																	
隼団地	八頭郡船岡町大字見槻中																																																																																																
西郷団地	八頭郡河原町大字中井																																																																																																
略																																																																																																	
若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井																																																																																																
ほきもと団地	八頭郡佐治村大字葛谷																																																																																																
略																																																																																																	
杉の香団地	八頭郡智頭町大字坂原及び大字岩神																																																																																																
宝木団地	気高郡気高町大字下光元																																																																																																
略																																																																																																	
名 称	委 託 先																																																																																																
賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円通寺団地 国安南団地	鳥取市																																																																																																
宇倍野第1団地 宇倍野第2団地	国府町																																																																																																
略																																																																																																	
船岡団地 丸山団地 隼団地	船岡町																																																																																																
西郷団地	河原町																																																																																																
略																																																																																																	
若葉団地	若桜町																																																																																																
ほきもと団地	佐治村																																																																																																
智頭第1団地 智頭第2団地 杉の香団地	智頭町																																																																																																
宝木団地	気高町																																																																																																
略																																																																																																	

（鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部改正）

第16条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例（昭和36年鳥取県条例第19号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第3条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方農林振興局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市(鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所の管轄区域を除く。)及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和36年6月1日から施行する。 (鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域の特例)</p> <p>2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第3条の適用については、同条の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるも</p>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市及び岩美郡	略			名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市(鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所の管轄区域を除く。)及び岩美郡	鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市の一部	略			<p>(地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第3条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方農林振興局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第4条 農業改良助長法第14条の6第1項に規定する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">気高郡気高町</td> <td style="text-align: center;">気高郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、昭和36年6月1日から施行する。</p>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡	略			名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡	鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高郡	略		
名 称	位 置	管 轄 区 域																																									
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市及び岩美郡																																									
略																																											
名 称	位 置	管 轄 区 域																																									
鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市(鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所の管轄区域を除く。)及び岩美郡																																									
鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	鳥取市	鳥取市の一部																																									
略																																											
名 称	位 置	管 轄 区 域																																									
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡																																									
略																																											
名 称	位 置	管 轄 区 域																																									
鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡																																									
鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高郡																																									
略																																											

のを示す(次項において同じ。)

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農 林振興局	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡 河原町、旧八頭郡 用瀬町及び旧八頭 郡佐治村の区域を 除く。)及び岩美 郡
鳥取県八頭地方農 林振興局	八頭郡郡家 町	鳥取市(旧八頭郡 河原町、旧八頭郡 用瀬町及び旧八頭 郡佐治村の区域に 限る。)及び八頭 郡

(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、
同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿
野町及び同郡青谷町の合併に伴う地域農業改良普及セン
ターの名称、位置及び管轄区域の特例)

3 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間に
おける第4条の適用については、同条の規定にかかわ
らず、鳥取県鳥取地方農林振興局鳥取農業改良普及所、
鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所及び鳥
取県八頭地方農林振興局八頭農業改良普及所の名称、
位置及び管轄区域については、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農 林振興局鳥取農業 改良普及所	鳥取市	鳥取市(旧八頭郡 河原町、旧八頭郡 用瀬町、旧八頭郡 佐治村、旧気高郡 気高町、旧気高郡 鹿野町及び旧気高 郡青谷町の区域を 除く。)及び岩美 郡
鳥取県鳥取地方農 林振興局気高農業 改良普及所	鳥取市	鳥取市(旧気高郡 気高町、旧気高郡 鹿野町及び旧気高 郡青谷町の区域に 限る。)
鳥取県八頭地方農 林振興局八頭農業 改良普及所	八頭郡郡家 町	鳥取市(旧八頭郡 河原町、旧八頭郡 用瀬町及び旧八頭 郡佐治村の区域に 限る。)及び八頭 郡

第17条 鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前									
<p>附 則 1～3 略 (溝口町の廃止及び伯耆町の設置に伴う地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域の特例) 4 平成17年1月1日から同年3月31日までの間における第4条の適用については、同条の規定にかかわらず、<u>鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所及び鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域については、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町の名称及びその地域は、平成16年12月31日におけるものを示す。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> <td style="text-align: center;">米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所</td> <td style="text-align: center;">日野郡日野町</td> <td style="text-align: center;">西伯郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)	鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所	日野郡日野町	西伯郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡	<p>附 則 1～3 略</p>
名 称	位 置	管 轄 区 域								
鳥取県西部総合事務所農林局米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯郡日吉津村、同郡南部町及び同郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域を除く。)								
鳥取県日野総合事務所農林局日野農業改良普及所	日野郡日野町	西伯郡伯耆町(旧日野郡溝口町の区域に限る。)及び日野郡								

(鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前								
<p>(設置) 第2条 県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立とっとり花回廊</td> <td style="text-align: center;">西伯郡南部町及び伯耆町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡南部町及び伯耆町	<p>(設置) 第2条 県民に花と緑あふれる憩いの場を提供するとともに、観光及び花き園芸の振興に資するため、鳥取県立とっとり花回廊を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立とっとり花回廊</td> <td style="text-align: center;">西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町
名 称	位 置								
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡南部町及び伯耆町								
名 称	位 置								
鳥取県立とっとり花回廊	西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町								

(鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正)

第19条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例(昭和47年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び管轄区域) 第1条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び管轄区域) 第1条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取家畜保健衛生所	鳥取市	鳥取市 岩美郡 八頭郡	鳥取県鳥取家畜保健衛生所	鳥取市	鳥取市 岩美郡 八頭郡 <u>気高郡</u>
略			略		

第20条 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び管轄区域) 第1条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び管轄区域) 第1条 家畜保健衛生所(以下「衛生所」という。)の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県西部家畜保健衛生所	伯耆町	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県溝口家畜保健衛生所	溝口町	米子市 境港市 西伯郡 日野郡

(鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供し、もって森林及び林業に対する理解を促進するとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立二十一世紀の森(以下「二十一世紀の森」という。)を鳥取市に設置する。	(設置) 第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供し、もって森林及び林業に対する理解を促進するとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立二十一世紀の森(以下「二十一世紀の森」という。)を八頭郡河原町に設置する。

(鳥取県地方県土整備局設置条例の一部改正)

第22条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																											
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方県土整備局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(鳥取市と岩美郡国府町及び同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町及び同郡佐治村並びに気高郡気高町、同郡鹿野町及び同郡青谷町の合併に伴う地方県土整備局の名称、位置及び所管区域の特例)</u></p> <p><u>2 平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間における第2条第1項の適用については、同項の規定にかかわらず、鳥取県鳥取地方県土整備局及び鳥取県八頭地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。この場合において、「旧」をつけた町村の名称及びそれらの区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方県土整備局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県八頭地方県土整備局</td> <td style="text-align: center;">八頭郡郡家町</td> <td style="text-align: center;">鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市及び岩美郡	略			名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 地方県土整備局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥取地方県土整備局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び気高郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成7年4月1日から施行する。</u></p>	名 称	位 置	所 管 区 域	鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡	略		
名 称	位 置	所 管 区 域																										
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市及び岩美郡																										
略																												
名 称	位 置	所 管 区 域																										
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域を除く。）及び岩美郡																										
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡郡家町	鳥取市（旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。）及び八頭郡																										
名 称	位 置	所 管 区 域																										
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡																										
略																												

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

第23条 鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の徴収) 第2条 略</p> <p>2 別表の1の区分の欄に掲げる国有地を占有する物件(以下「占有物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占有料は、同表の1の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。</p>	<p>(使用料の徴収) 第2条 略</p>

(鳥取県道路占有料徴収条例の一部改正)

第24条 鳥取県道路占有料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(占有料の額) 第2条 略</p> <p>2 別表の区分の欄に掲げる道路を占有する物件(以下「占有物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占有料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。</p>	<p>(占有料の額) 第2条 略</p>

(鳥取県海岸占有料等徴収条例の一部改正)

第25条 鳥取県海岸占有料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(占有料等の徴収) 第2条 略</p> <p>2 別表の1の区分の欄に掲げる海岸を占有する物件(以下「占有物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占有料は、</p>	<p>(占有料等の徴収) 第2条 略</p>

同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第26条 鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 別表の2の区分の欄に掲げる土地を占有する物件(以下「占有物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。</u></p>	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第2条 略</p>

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第27条 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(採取料等の徴収等)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 別表の2の区分の欄に掲げる砂防設備等を占有する物件(以下「占有物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p>	<p>(採取料等の徴収等)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 略</u></p>

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第28条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(占用料及び土砂採取料)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2</u> 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占有する物件（以下「占有物件」という。）の所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占有物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占有物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(占用料及び土砂採取料)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>

(鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正)

第29条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(鳥取県立高等学校の設置)</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取緑風高等学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立青谷高等学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立智頭農林高等学校</td> <td style="text-align: center;">八頭郡智頭町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥取県立盲学校の設置)</p> <p>第3条 鳥取県立盲学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取盲学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取緑風高等学校	鳥取市	鳥取県立青谷高等学校	鳥取市	略		鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町	略		名 称	位 置	鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市	<p>(鳥取県立高等学校の設置)</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取緑風高等学校</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立智頭農林高等学校</td> <td style="text-align: center;">八頭郡智頭町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立青谷高等学校</td> <td style="text-align: center;">気高郡青谷町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(鳥取県立盲学校の設置)</p> <p>第3条 鳥取県立盲学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取盲学校</td> <td style="text-align: center;">岩美郡国府町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取緑風高等学校	鳥取市	略		鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町	鳥取県立青谷高等学校	気高郡青谷町	略		名 称	位 置	鳥取県立鳥取盲学校	岩美郡国府町
名 称	位 置																																				
略																																					
鳥取県立鳥取緑風高等学校	鳥取市																																				
鳥取県立青谷高等学校	鳥取市																																				
略																																					
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町																																				
略																																					
名 称	位 置																																				
鳥取県立鳥取盲学校	鳥取市																																				
名 称	位 置																																				
略																																					
鳥取県立鳥取緑風高等学校	鳥取市																																				
略																																					
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町																																				
鳥取県立青谷高等学校	気高郡青谷町																																				
略																																					
名 称	位 置																																				
鳥取県立鳥取盲学校	岩美郡国府町																																				

(鳥取県立聾学校の設置)

第4条 鳥取県立聾学校を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取聾学校	鳥取市

(鳥取県立聾学校の設置)

第4条 鳥取県立聾学校を次のとおり設置する。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取聾学校	岩美郡国府町

(鳥取県埋蔵文化財センター設置条例の一部改正)

第30条 鳥取県埋蔵文化財センター設置条例(昭和57年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 埋蔵文化財の調査研究を行うとともに、その保存と活用を図り、もって県民の文化的向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県埋蔵文化財センターを鳥取市に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 埋蔵文化財の調査研究を行うとともに、その保存と活用を図り、もって県民の文化的向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、鳥取県埋蔵文化財センターを岩美郡国府町に設置する。</p>

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第31条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別 表</p> <p>警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県岩美警察署</td> <td>岩美郡岩美町</td> <td>鳥取市(旧岩美郡福部村の区域に限る。) 岩美郡</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取警察署</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市(旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td>鳥取県郡家警察署</td> <td>八頭郡郡家町</td> <td>鳥取市(旧八頭郡河原町の区域に限る。) 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町、若</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	鳥取市(旧岩美郡福部村の区域に限る。) 岩美郡	鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市(旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)	鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町の区域に限る。) 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町、若	<p>別 表</p> <p>警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県岩美警察署</td> <td>岩美郡岩美町</td> <td>岩美郡のうち岩美町、福部村</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取警察署</td> <td>鳥取市</td> <td>鳥取市、岩美郡のうち国府町</td> </tr> <tr> <td>鳥取県郡家警察署</td> <td>八頭郡郡家町</td> <td>八頭郡のうち郡家町、河原町、船岡町、八東町、若桜町</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村	鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市、岩美郡のうち国府町	鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、河原町、船岡町、八東町、若桜町
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	鳥取市(旧岩美郡福部村の区域に限る。) 岩美郡																							
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市(旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)																							
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	鳥取市(旧八頭郡河原町の区域に限る。) 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町、若																							
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	岩美郡のうち岩美町、福部村																							
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市、岩美郡のうち国府町																							
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、河原町、船岡町、八東町、若桜町																							

		桜町			
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	鳥取市(旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。)	鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	八頭郡のうち智頭町、用瀬町、佐治村
鳥取県浜村警察署	鳥取市	鳥取市(旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域に限る。)	鳥取県浜村警察署	気高郡気高町	気高郡
略			略		
備考 この表における「旧」のついた町村の名称及びその区域は、平成16年10月31日におけるものを示す。					

第32条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域			別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県溝口警察署	西伯郡伯耆町	西伯郡のうち伯耆町、日野郡のうち江府町	鳥取県溝口警察署	日野郡溝口町	西伯郡のうち岸本町、日野郡のうち溝口町、江府町
略			略		
備考 略			備考 略		

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第33条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2(第9条 - 第11条関係)		別表第2(第9条 - 第11条関係)	
略		略	
法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 鳥取市末広温泉町及	法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 鳥取市末広温泉町及

<p>映像送信型性風俗特殊営業</p>	<p>び永楽温泉町の区域 (2) 鳥取市吉岡温泉町の区域 (3) 鳥取市気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町新町三丁目、気高町浜村及び気高町勝見の区域 (4) 鳥取市鹿野町今市の区域 (5) 米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた区域 (6) 岩美郡岩美町大字岩井の区域 (7) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、県道鳥取鹿野倉吉線、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域 (8) 東伯郡関金町大字関金宿の区域 (9) 東伯郡湯梨浜町大字上浅津、大字はわい温泉、大字松崎及び大字旭の区域</p>	<p>映像送信型性風俗特殊営業</p>	<p>び永楽温泉町の区域 (2) 鳥取市吉岡温泉町の区域 (3) 米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた区域 (4) 岩美郡岩美町大字岩井の区域 (5) 気高郡鹿野町大字今市の区域 (6) 気高郡気高町北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町三丁目、大字浜村及び大字勝見の区域 (7) 東伯郡湯梨浜町大字上浅津、大字はわい温泉、大字松崎、大字旭の区域 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、県道鳥取鹿野倉吉線、町道堂小路線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域 (9) 東伯郡関金町大字関金宿の区域</p>
<p>法第2条第6項第4号の営業(モーター営業を除く。)</p>	<p>次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 商業地域 (2) 鳥取市吉岡温泉町の区域 (3) 鳥取市気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町新町三丁目、気高町浜村及び気高町勝見の区域 (4) 鳥取市鹿野町今市の区域 (5) 岩美郡岩美町大字岩井の区域 (6) 東伯郡三朝町大字三朝及び大字山田の区域 (7) 東伯郡関金町大字関金宿の区域</p>	<p>法第2条第6項第4号の営業(モーター営業を除く。)</p>	<p>次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 商業地域 (2) 鳥取市吉岡温泉町の区域 (3) 岩美郡岩美町大字岩井の区域 (4) 気高郡鹿野町大字今市の区域 (5) 気高郡気高町北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町三丁目、大字浜村及び大字勝見の区域 (6) 東伯郡湯梨浜町大字上浅津、大字はわい温泉、大字松崎及び大字旭の区域</p>

<p>(8) 東伯郡湯梨浜町大字上浅津、大字はわい温泉、大字松崎及び大字旭の区域</p>	<p>(7) 東伯郡三朝町大字三朝及び大字山田の区域 (8) 東伯郡関金町大字関金宿の区域</p>
--	---

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第34条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (平成16年鳥取県条例第37号) の一部を次のように改正する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の規定中、鳥取県岩美警察署、鳥取県鳥取警察署、鳥取県郡家警察署及び鳥取県智頭警察署の項の改正規定を次のように改める。

改 正 後			改 正 前		
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。) 及び岩美郡	鳥取県岩美警察署	岩美郡岩美町	鳥取市 (旧岩美郡福部村の区域に限る。) 岩美郡
鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)	鳥取県鳥取警察署	鳥取市	鳥取市 (旧岩美郡福部村、旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町、旧八頭郡佐治村、旧気高郡気高町、旧気高郡鹿野町及び旧気高郡青谷町の区域を除く。)
鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町及び若桜町	鳥取県郡家警察署	八頭郡郡家町	鳥取市 (旧八頭郡河原町の区域に限る。) 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町、若桜町
鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	鳥取市 (旧八頭郡河原町、旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 及び八頭郡のうち智頭町	鳥取県智頭警察署	八頭郡智頭町	鳥取市 (旧八頭郡用瀬町及び旧八頭郡佐治村の区域に限る。) 八頭郡のうち智頭町

第35条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表の規定中、鳥取県溝口警察署及び鳥取県黒坂警察署の項の改正規定を次のように改める。

改 正 後			改 正 前		
鳥取県黒坂警察署	日野郡日野町	西伯郡のうち伯耆町及び日野町	鳥取県溝口警察署	西伯郡伯耆町	西伯郡のうち伯耆町、日野郡のうち江府町
鳥取県黒坂警察署	日野郡日野町	西伯郡のうち伯耆町及び日野町	鳥取県溝口警察署	日野郡日野町	日野郡のうち日野町、日南町

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第1条(同条中附則第2項を加える改正(以下この項及び次項において「追加改正」という。)を除く。)、第2条、第4条、第6条、第8条、第11条、第17条、第18条、第20条、第32条及び第35条の改正並びに附則第5項及び第6項の規定は平成17年1月1日から、第1条(追加改正に限る。)の改正及び附則第2項の規定は公布の日から施行する。

(鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(以下この項において「新条例」という。)附則第2項の規定により平成16年12月31日までの任期とされた委員に係る同条の規定による改正前の鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例第4条第3項の規定による任期の終期の翌日から第1条(追加改正に限る。)の施行の日までの期間は、新条例附則第2項に規定する委員の任期に含まれるものとみなす。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成16年11月1日前にされた申請等に対する第5条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(次項において「新条例」という。)別表8の2の項から8の4の項まで、24の項、24の5の項、28の項及び29の項に掲げる認可等の処分その他の行為(次項において「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

4 前項に規定する日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

5 平成17年1月1日前にされた申請等に対する第6条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(次項において「新条例」という。)別表1の3の項に掲げる届出の受理及び告示に係る事務(次項において「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

6 前項に規定する日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

